

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

2014年(平成26年)4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられ、また、2019年(令和元年)10月1日から一部軽減税率が適用されるものを除き、8%から10%へ引き上げられました。

消費税率の引き上げに伴い、市の歳入である地方消費税交付金についても増え、この分については、「社会保障財源化分」として市が行う社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険・保健衛生)に充てることとされており、次のとおり関連経費に充当しています。

なお、地方消費税交付金の引き上げ分の充当方法については、各区分の一般財源の割合により按分して算出しています。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分） **283,000** 千円

(歳出)

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 **5,151,972** 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源				
		特 定 財 源			内 訳	
		国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市交付金）	そ の 他
社会福祉事業	766,427	555,700		9,132	21,325	180,270
高齢者福祉事業	619,674	78,044		70,662	49,816	421,152
児童福祉事業	1,127,860	778,042	31,000	57,741	27,616	233,461
生活保護事業	854,259	670,279		2,495	19,196	162,289
社会福祉 計	3,368,220	2,082,065	31,000	140,030	117,953	997,172
国民健康保険事業	184,887	81,306			10,956	92,625
介護保険事業	373,271	30,552			36,251	306,468
年金事業	92	92				
社会保険 計	558,250	111,950			47,207	399,093
医療関連事業	1,072,385	4,478		12,738	111,611	943,558
感染他疾病予防事業	139,942	90,731		2,318	4,960	41,933
健康増進対策	13,175	594		580	1,269	10,732
保健衛生 計	1,225,502	95,803		15,636	117,840	996,223
合 計	<b>5,151,972</b>	2,289,818	31,000	155,666	<b>283,000</b>	2,392,488